

# 令和 7 年度広報こおりやま特集記事制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月 15 日制定

〔政策開発部広聴広報課〕

この要領は、郡山市が、令和 7 年度広報こおりやま特集記事制作業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

## 1 業務概要

### (1) 目的

本業務は、広報こおりやまの特集記事を民間事業者ならではのアイデアや切り口、デザインで制作し掲載することにより、分かりやすさや読み物としての面白さを向上させ「読んだ後にまちが好きになる」広報紙づくりを行い、市政への理解を促進することを目的とする。

### (2) 業 務 名 令和 7 年度広報こおりやま特集記事制作業務委託

### (3) 業務内容 別紙令和 7 年度広報こおりやま特集記事制作業務委託仕様書のとおり

### (4) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### (5) 提案上限金額 ￥1,815,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

### (1) 過去 3 年間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間）に地方公共団体又は企業、団体等の出版物において受注者として特定のテーマを設けた 2 ページ以上の特集記事（以下「特集記事」という。）を制作した実績が 2 件以上、又は自主出版物を定期的に 2 年以上継続して発行していて特集記事を制作した実績が 2 件以上ある事業者であること。

### (2) 市内に本社、支社又は営業所等を有する法人であること。

### (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (4) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

### (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、

更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- (6) 役員等（提案参加者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）が、郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

### 3 スケジュール

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 公告         | 令和 7 年 5 月 19 日（月）              |
| 質問受付期間     | 令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 5 時 15 分まで |
| 質問回答       | 令和 7 年 5 月 30 日（金）（予定）          |
| 参加申込書等受付締切 | 令和 7 年 6 月 11 日（水）午後 5 時 15 分   |
| 資格審査結果通知   | 令和 7 年 6 月 16 日（月）（予定）          |
| 企画提案書等受付締切 | 令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時 15 分   |
| 選定結果通知     | 令和 7 年 7 月 7 日（月）（予定）           |
| 見積徴取・契約締結  | 令和 7 年 7 月 11 日（金）（予定）          |

### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 5 時 15 分まで（必着）
- (2) 提出方法：質問回答書（様式 1）を電子メールで広聴広報課に提出し、必ず電話で到達確認をすること。
- (3) 回 答 日：令和 7 年 5 月 30 日（金）（予定）
- (4) 回答方法：質問者に対して電子メールで回答する。
- なお、質問者の名前を伏した上で、質問要旨及び回答内容を郡山市ウェブサイトに掲載する。

### 5 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
- ① 参加申込書（様式 2）
  - ② 業務実績表（様式 3）
    - ※ 本実施要領「2 参加資格（1）」に該当する業務実績を記載すること。
    - ※ 当該業務実績表は、書面審査での評価対象として扱う。
  - ③ 法人概要（任意様式。パンフレット可）
  - ④ 印鑑証明書

⑤ 履歴事項全部証明書 ※発行日から 3 か月以内のもの

⑥ 納税証明書

国税：様式その 3 の 3（法人）

市税：直近 1 年分の法人市民税（法人）

⑦ 委任状（様式 4）

※ 支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要

（2）提出期限：令和 7 年 6 月 11 日（水）午後 5 時 15 分まで

（3）提出方法：電子メール、持参又は郵送にて広聴広報課に提出

※ 電子メールの場合は、メール送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

※ 持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの受付とする。

※ 郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

## 6 企画提案書等の作成及び提出

（1）提出書類：企画提案書（任意様式）

※ 書類は、印刷した原本各 1 部及び法人名を除いた写し 8 部、原本の PDF データを格納した CD-R などのメディアを提出すること。

※ 提案は、1 者につき 1 案とする。

※ 詳細は別紙企画提案書作成要領のとおり

（2）提出期限：令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時 15 分まで

（3）提出方法：持参又は郵送にて広聴広報課に提出

※ 持参の場合は、市の休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの受付とする。

※ 郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

## 7 審査方法・選定基準

（1）資格審査

本実施要領「2 参加資格」の事項を満たす者かを審査する。結果については、令和 7 年 6 月 16 日（金）（予定）までに電子メールで通知する。

（2）発注者は、プロポーザルについて審査を行うため、令和 7 年度広報こおりやま特集記事制作業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下、「委員会」という）を置く。

（3）書面審査

委員会は、提出された企画提案書等について書面審査を実施し、最も優れている企画提

案者を決定する。結果については、電子メールで通知する。

## 8 選定基準

提出された企画提案書等について、下記の評価項目に基づき委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

- (1) 審査課題の理解と的確性 (10 点)
- (2) 構成力 (10 点)
- (3) 表現力 (10 点)
- (4) 形式及び体裁 (文字の大きさ、文字量など) (10 点)
- (5) 業務実績及び業務実施体制 (5 点)
- (6) 参考見積 (3 点)

※ 参加申込者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により発注者が求める目的に沿った提案であると判断した場合においては、その者を契約候補者とするに何ら支障がないものとする。

※ 評価点満点の50%未満の場合は、契約候補者としがないことがある。次順位者においても同様の取り扱いとする。

※ 評価点の最も高い者が複数いた場合、上記の評価項目(1)から(4)までの合計点が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者とする。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- (6) 契約締結までに、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置を受けた場合

## 10 契約条件

- (1) 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の決定から契約締結までに本実施要領「9 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 発注者は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができる

ものとする。

- (4) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）第 8 条第 1 項第 5 号の規定により免除とする。
- (5) 契約書の作成を要する。
- (6) 委託料の支払いについては、発注者は、全ての業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

#### 11 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市役所本庁舎 2 階

郡山市政策開発部広聴広報課広報係

電話番号 024-924-2061

メールアドレス kocho@city.koriyama.lg.jp

#### 12 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は参加申込者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、参加申込者の負担とする。
- (5) プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。